

別表 1

出 火 区 画 の 限 界 時 間

出火区画の限界時間（ T_f ）は、当該建築物の条件により、下表のとおりとする。

条 件		スプリンクラー 設備設置の場合 (注1)	スプリンクラー 設備設置でない 場合
出火区画の 基準時間 (T_{f1})	内装制限がなされている場合 (注2)	9分	6分
	内装制限がなされていない場合		3分
出火区画の 延長時間 (T_{f2})	初期消火において屋内消火栓を 使用する場合	—	1分
出火区画の限界時間 $T_f = T_{f1} + T_{f2}$			

(注1) 「スプリンクラー設備設置の場合」には、消防法施行規則第13条第3項に基づきスプリンクラー設備のヘッドが設置されていない部分があることを含むものとする。以下同じ。

(注2) 内装制限がなされている場合とは、建築基準法施行令第129条第1項、第5項及び第6項の基準により又は基準の例により居室及び通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げがなされている場合をいう。以下同じ。

別表 2

隣接区画の限界時間

隣接区画の限界時間 (T_n) は、当該建築物の条件により下表のとおりとする。

条 件		スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
隣接区画の基準時間 (T_{n-1})		T_f (9分) + 3分	T_f (3~7分) + 2分
隣接区画の延長時間 (T_{n-2})	区画を構成する防火戸が全て扉形式の甲種防火戸又は遮煙性能を有する防火シャッターである場合	1分	1分
隣接区画の限界時間 $T_n = T_{n-1} + T_{n-2}$			

別表 3

たて穴隣接区画の限界時間

たて穴隣接区画の限界時間 (T_u) については、下記のとおりとする。

条 件	スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
たて穴隣接区画の限界時間 (T_u)	T_f (9分) + 8分	T_f (3~7分) + 6分